

別紙2

介護予防サービス・支援計画の目標および評価期間等について(R5.4~)

区分	目標・評価期間 ※1	目標・評価期間 の延長※2	モニタリング	サービス担当者 会議の開催時期	ケアマネジメント 類型
介護予防サービス ・運動器・栄養・ 口腔の <u>加算あり</u> ・ <u>加算なし</u>	6か月	6か月後の評価で 変化がなければ 更に 6か月の延長を認め、 <u>最長1年</u> とする。	1か月に 1回	●要支援者 運営基準※3 に準ずる ●事業対象者 開始時、 以降 少なくとも 2年に1回※4	A

※1 要支援者については、介護予防サービス計画開始(変更)年月日からの期間とする。

利用者に著しい変化があった場合は、評価期間に関わらず、評価を実施しケアプランの見直しを行う。

※2 適正な評価をした後、支援内容に変更がなく現ケアプランを継続すべきと判断した場合に延長を可能とする。

※3 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

※4 事業対象者は有効期限がないため、市と包括で協議し、開催時期の目安を決定(R5.3)